

2 上位・関連計画

地域公共交通網形成計画は、まちづくりの目標と方向性を示す総合計画のほか、将来的なまちのあり方を示す人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略ならびに都市計画マスタープランに即し、立地適正化計画や公共施設等総合管理計画と連携を図りながら、公共交通ネットワークのあり方を示すものです。

〔以降のページにおいて、「東寝屋川駅」の駅名を記載していますが、都市計画名や策定済の計画の内容については、現行のとおり記載しております。〕

表 寝屋川市の上位・関連計画

計画名	策定年次	計画期間
第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)～32(2020)年度
寝屋川市人口ビジョン	平成 27(2015)年度	平成 27(2015)～52(2040)年度
寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27(2015)年度	平成 27(2015)～31(2019)年度
寝屋川市都市計画マスタープラン	平成 23(2011)年度	平成 24(2012)～32(2020)年度
寝屋川市立地適正化計画	平成 30(2018)年度	平成 30(2018)～52(2040)年度
寝屋川市公共施設等総合管理計画	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)～38(2026)年度

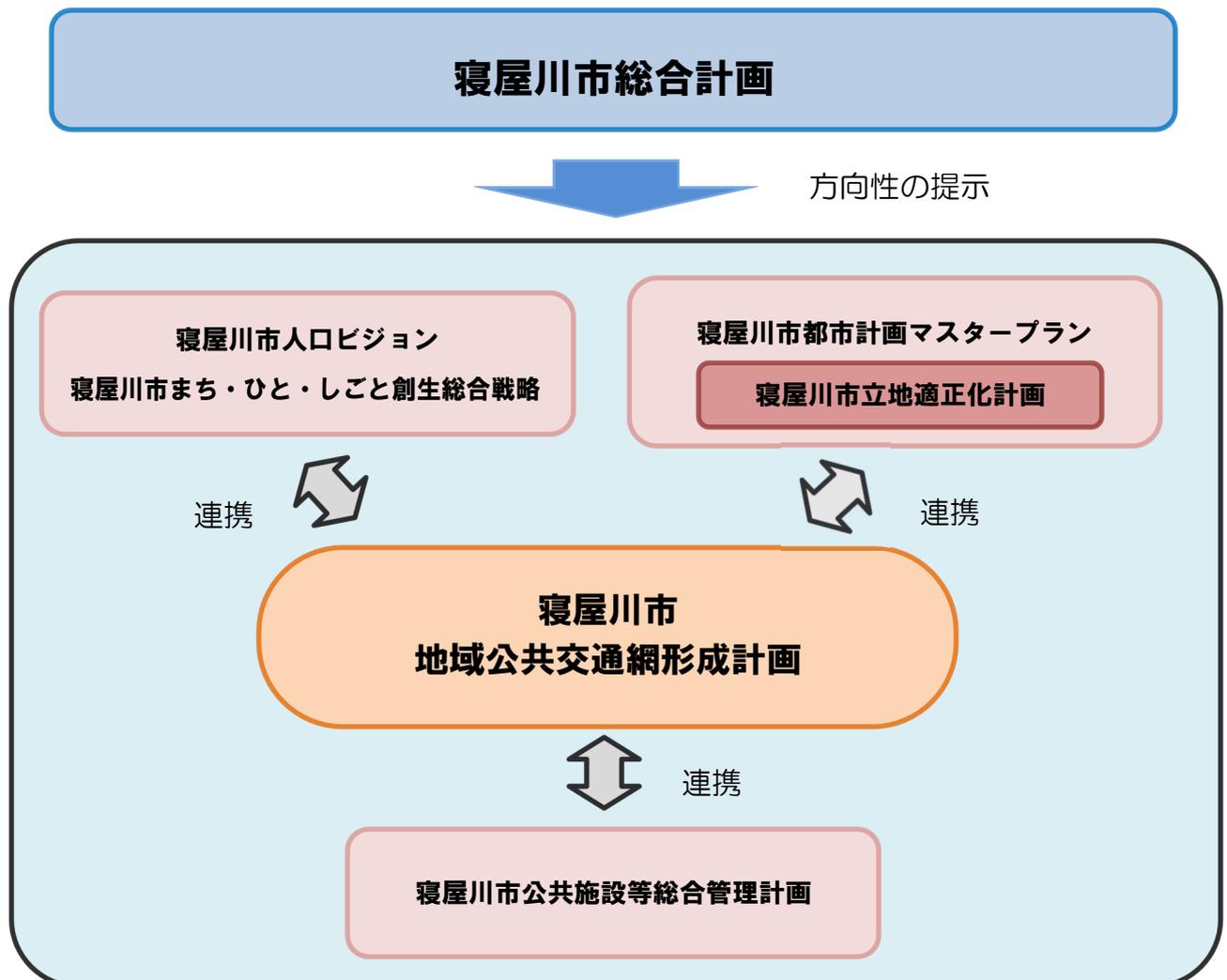


図 地域公共交通網形成計画と主な計画との関係性

2.1 第五次寝屋川市総合計画（後期基本計画）

平成 22(2010)年度に策定された第五次寝屋川市総合計画の基本構想の下、平成 27(2015)年度に策定された後期基本計画では、「笑顔が広がるまち 寝屋川」の実現に向けて、平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度までの 5 年間の計画として、次頁に示す 8 つのまちづくりの大綱を掲げ、具体的な計画の体系が示されています。

交通に関する施策については、その中の「施策 25 利便性の高い快適なまちをつくる」で、高齢化が進行する中、買い物等日常生活の利便性を向上させるためには、更なる公共交通機関の充実や快適な道路環境の創出が必要であるとの現状認識のもと、『周辺市との広域連携』を見据えたタウンくる、路線バス等の運行に係る見直しによる『公共交通等の利用促進』を図るなど、『多様な交通手段による日常生活の利便性の向上』を図ることに言及しています。

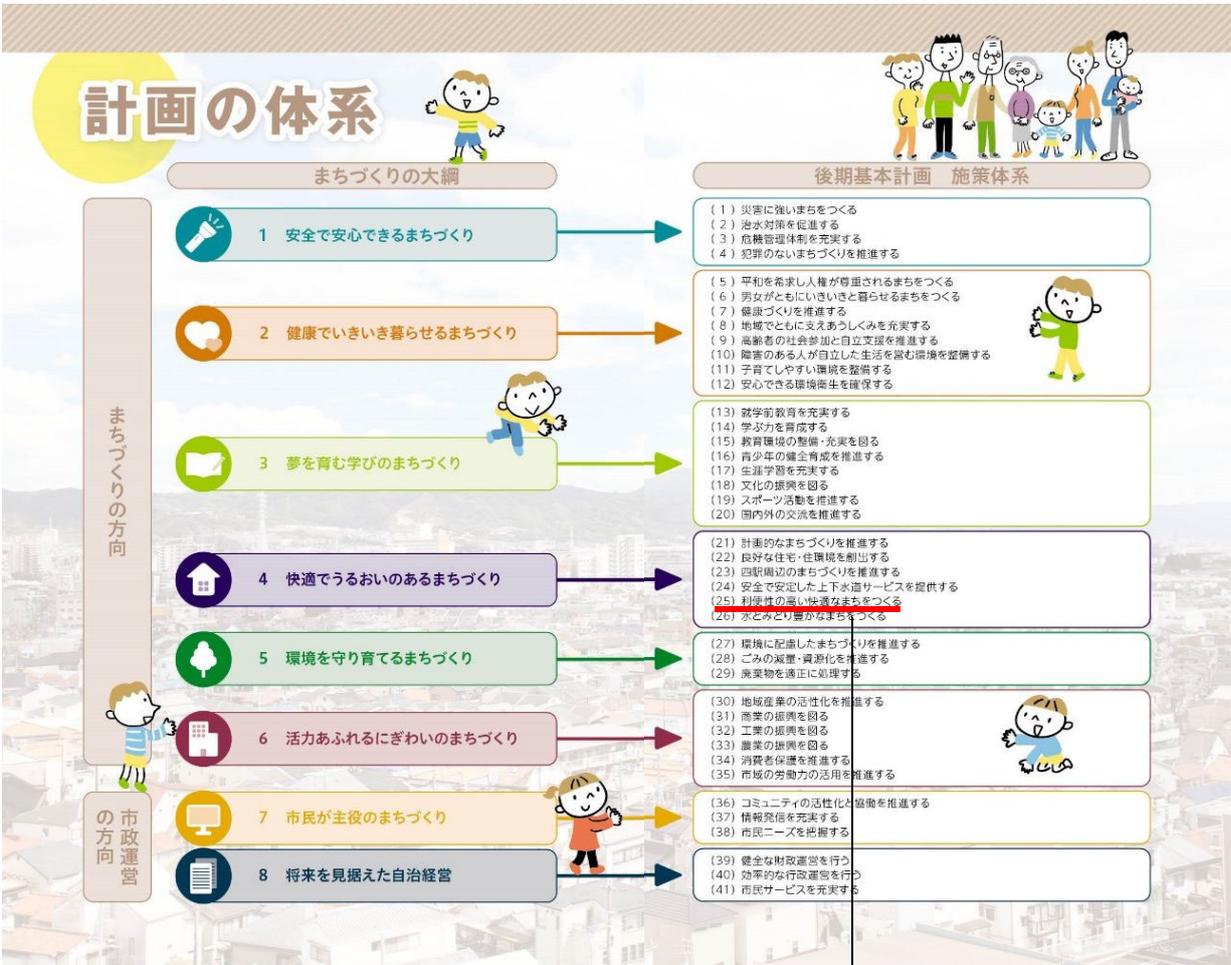


図 後期基本計画で示された計画の体系

施策 25 利便性の高い快適なまちをつくる

施策の展開

■ 都市計画道路の整備

対馬江大和線の早期完成を目指し、事業を推進します。また、大阪府事業の梅が丘高柳線については、引き続き、大阪府と協力し事業を促進します。

■ 交通環境の整備推進

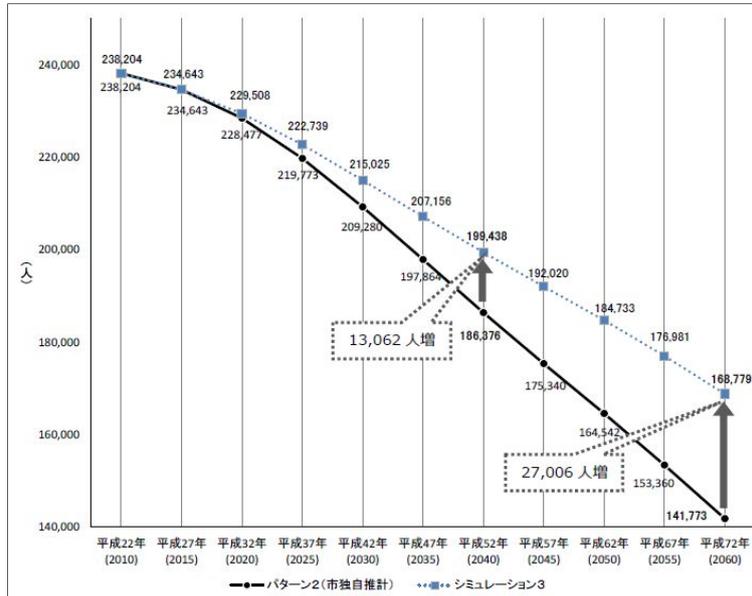
歩行者等が安全で快適に通行できるよう、橋梁や道路の舗装修繕工事等を計画的に実施するとともに、引き続き、放置自転車や迷惑駐車対策を推進します。

■ 公共交通等の整備促進

周辺市との広域連携を見据え、タウンくる、路線バス等の運行に係る見直しにより公共交通等の利用促進を図るなど、多様な交通手段による日常生活の利便性の向上を図ります。

2.2 寝屋川市人口ビジョン

平成 27(2015)年度に策定された寝屋川市人口ビジョンでは、平成 52(2040)年以降に総人口が 20 万人以下となる見込みであり、今後 20～30 年での一層の人口減少が想定されています。(図中のシミュレーション3)



出典：寝屋川市人口ビジョン

図 将来の総人口の見込み

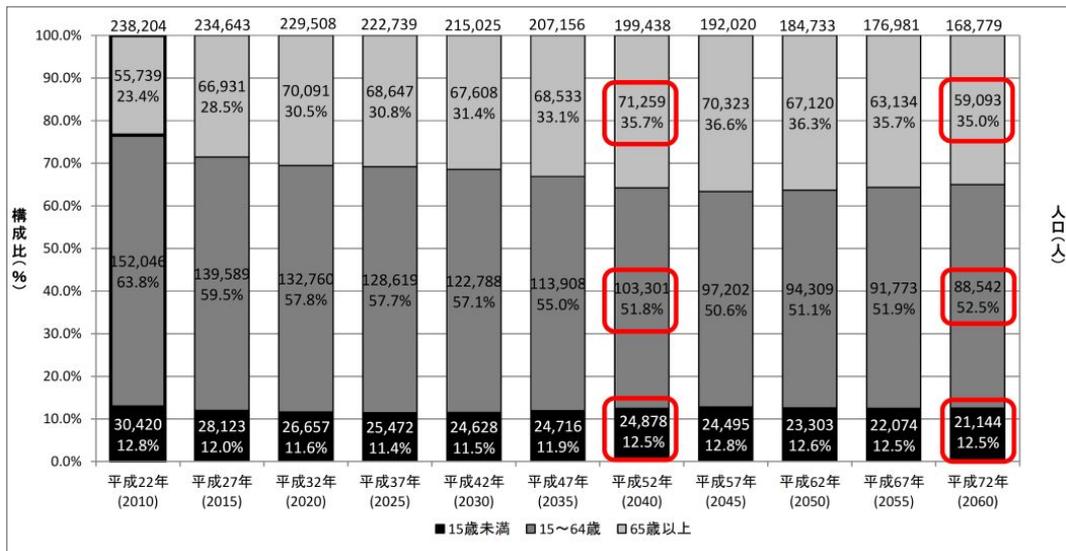


図 将来の年齢階層別人口の見込み

【参考】

※ パターン2 (市独自推計)

出生に関する仮定：国の合計特殊出生率の仮定値に、国と本市との相関関係から導き出した補正値を乗じて本市の合計特殊出生率の仮定値を設定し、全国推計における平成 27(2015) 年以降平成 72(2060) 年までの5年ごとの子ども女性比と合計特殊出生率との比による換算率を用いて本市の将来の子ども女性比を仮定

移動に関する仮定：平成 21 (2009)年と平成 26(2014) 年の住民基本台帳5歳年齢別人口に基づき算出された純移動率が将来にわたりおおむね一定と仮定

※ シミュレーション3

自然増減について、平成 52 (2040)年に合計特殊出生率を 1.75 まで上昇させ、かつ、社会増減について、純移動率がマイナスとなっている世代の純移動率を平成 52 (2040)年までにマイナスからゼロに引き上げるものと仮定した場合

また、人口減少を抑制するための施策の展開として、以下の4つを基本目標として定め、具体的に本市の「まち・ひと・しごと創生」を進めることとしています。

そのうえで、平成52年（2040年）の目標人口200,000人の目標を掲げ、長期的な定住環境の整備を進めることとしています。

表 「まち・ひと・しごと創生」の基本目標

1	魅力ある仕事、多様な雇用の機会を生み出すまちを築く
2	安全で活気があり、住み続けたいまちを築く
3	安心して子どもを産み、育てることができるまちを築く
4	地域の力をいかし、いつまでも笑顔で暮らせるまちを築く

出典：寝屋川市人口ビジョン

2.3 寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 (2015) 年度に策定された寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、将来ビジョンを「確かなくらし次代につなげるワガヤネヤガワ」と定め、以下の左図に示す 4 つの基本目標・基本的方向を示しています。

また、4 つの基本目標に基づき、寝屋川市の人口減少対策において先導的な役割を担い、将来に向けての基盤固めとなる取組を、新規・拡充事業を中心に「リーディングプロジェクト（以下の右図）」として位置付けて実施することとしています。

交通まちづくりの施策については、その中の「(2) 安全で活気があり、住み続けたいまちを築く」の具体的な施策として、都市機能の強化を挙げており、子どもから高齢者、障がいのある方等が歩いて暮らせる『コンパクトなまちづくり』を進めるとともに、『主要生活道路や都市計画道路の整備』、『公共交通の利便性の向上』等（コンパクト・プラス・ネットワーク）に取り組み、都市機能の強化を図ることに言及しています。



出典：寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

図 寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略で示す方向性

2.4 寝屋川市都市計画マスタープラン

平成 23 (2011) 年度に策定された寝屋川市都市計画マスタープランでは、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を理念に掲げ、都市全体ならびに地域別の方向性を定めています。

この計画では、目指すべき都市空間の基本的な構成（将来都市構造）として、4つの鉄道駅を都市核とした集約連携型のまちづくりを進めることを掲げています。



出典：寝屋川市都市計画マスタープラン

図 目指すべき都市空間の基本的な構成（将来都市構造）

また、交通に関する施策については、道路・交通体系整備の方針の中で、『鉄道やバスなどの公共交通機関の更なる充実を目指す』とともに、『移動の円滑化』や『安全・安心で快適な交通環境の整備』を推進することを挙げています。具体的には、『鉄道駅周辺での移動の円滑化』や安全・安心のまちづくりを進めるため、『鉄道駅へのネットワークの充実』を図ることや道路整備に合わせた『バス路線網の再編成』を促進するとともに、バス利用者の利便性を向上させ、『利用促進』に努めることが示されています。

3 道路・交通体系整備の方針

- ① 道路については、既存道路により構成される道路網を活かしながら、駅へつながる道路や広域幹線道路へのアクセス道路などの整備を推進し、都市核や地域の連携強化を図ることにより、集約連携型都市構造の強化を目指します。
- ② 都市計画道路については、効率的・効果的な整備を推進するとともに、将来の交通需要などを的確に見極めながら、道路配置の検証を行います。
- ③ 交通体系については、鉄道やバスなどの公共交通機関の更なる充実を目指すとともに、移動の円滑化や安全・安心で快適な交通環境の整備を推進します。

出典：寝屋川市都市計画マスタープラン

図 道路・交通体系整備の方針に関する内容（概要）

表 道路・交通体系整備の方針に関する内容（交通体系分の抜粋）

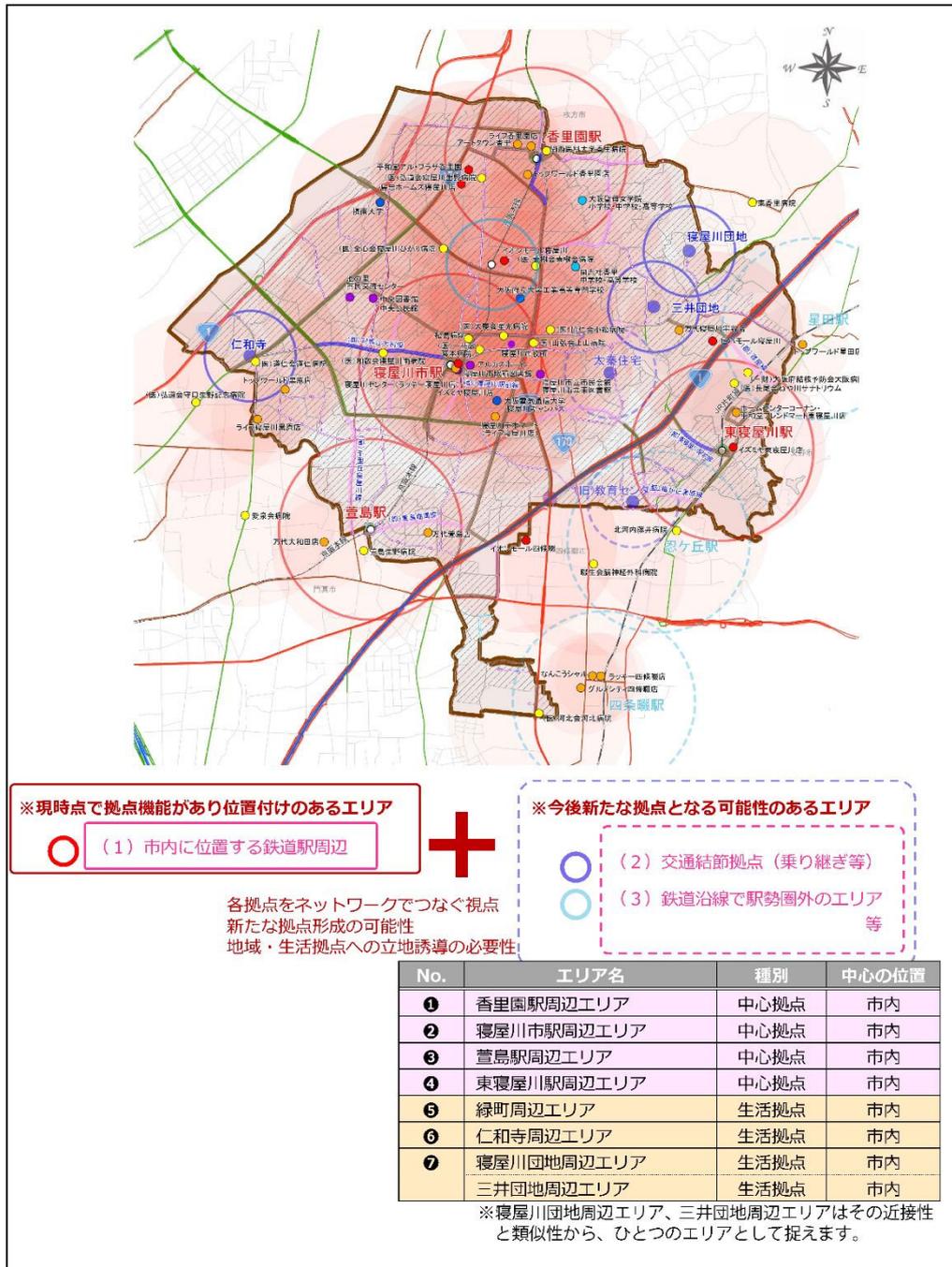
種 類	内 容
交通体系等	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを進めるため、鉄道駅へのネットワークの充実を図ります。 ● 道路整備に合わせたバス路線網の再編成を促進するとともに、バス利用者の利便性を向上させ、利用促進に努めます。 ● 新たな道路整備などが行われる際には、自転車・歩行者が安全で快適に移動できる空間づくりに努めます。 ● 放置自転車に対する啓発活動、撤去活動を行うとともに、民間活力を活用した駐輪施設の設置を推進します。 ● 市道等の安全で円滑な交通を更に確保するため、LED照明灯等による照明灯改修や街路灯の増設など、環境に配慮した交通安全施設の充実を図るとともに、自転車事故対策を推進するなど、安全な交通環境の増進を図ります。

出典：寝屋川市都市計画マスタープラン

2.5 寝屋川市立地適正化計画

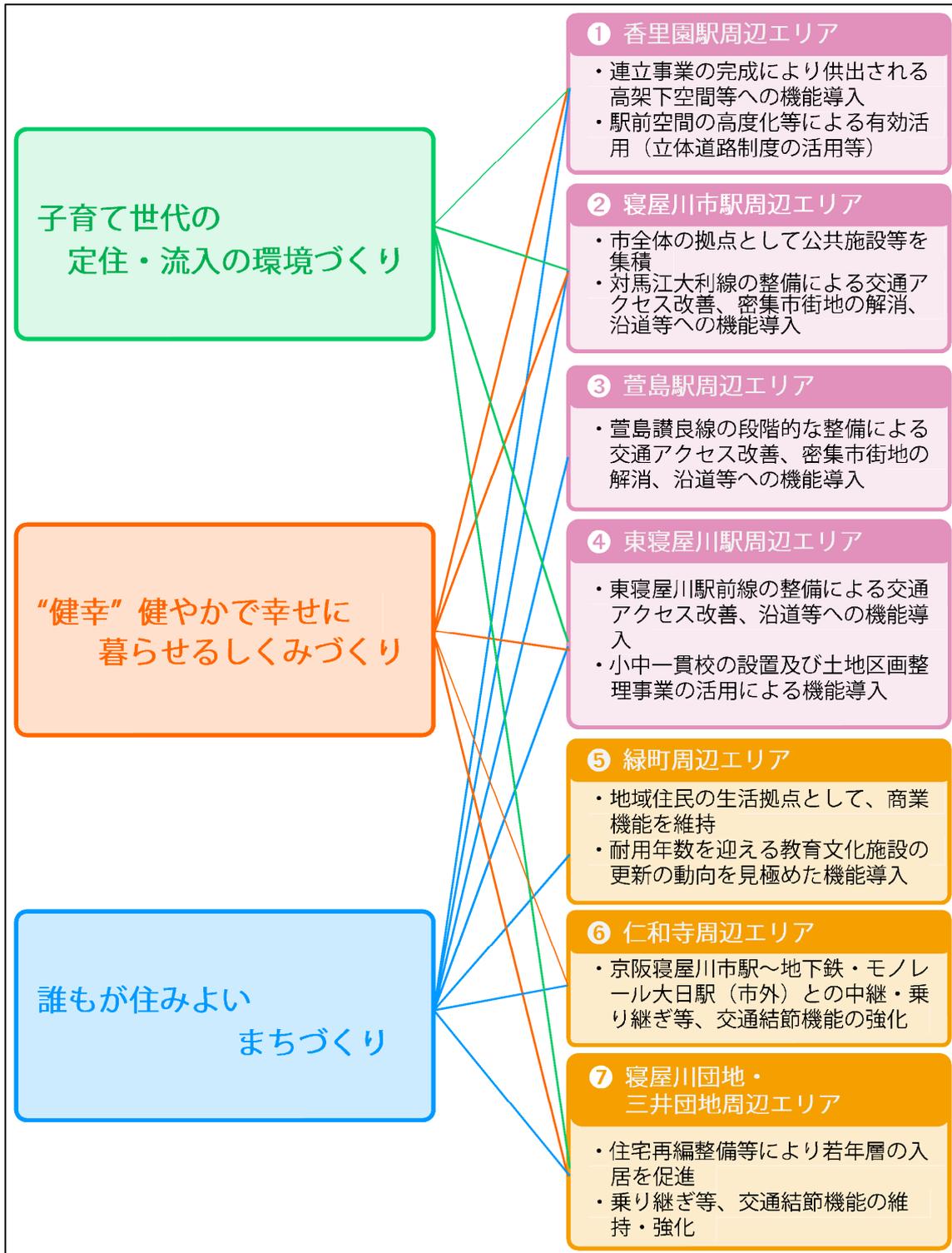
平成30(2018)年度策定の寝屋川市立地適正化計画では、まちづくりの方針(ターゲット)を「都市格向上による持続可能な住みよいまちの実現 ～地域の魅力向上による暮らしやすく住み続けたいまちづくり～」と定めています。

この計画では、寝屋川市の拠点となる都市機能誘導区域については、鉄道駅周辺の4つの都市核を中心拠点、交通拠点となりうる3つのエリアを地域・生活拠点と設定し、仁和寺周辺エリアでの「京阪寝屋川市～地下鉄・モノレール大日駅(市外)との中継・乗り継ぎ等、交通結節点の強化」など、交通に関する方向性にも言及されています。



出典：寝屋川市立地適正化計画

図 都市機能誘導区域の設定



出典：寝屋川市立地適正化計画

図 各都市機能誘導区域で目指す方向性

2.6 寝屋川市公共施設等総合管理計画

平成 28(2016)年度に策定された寝屋川市公共施設等総合管理計画では、老朽化への対策に費用増大、利用需要への柔軟な対応、環境への配慮、まちづくりの拠点となるエリアへの集約、地域交通の再編との連携を図る視点から、「保全 ～守る～」、「総量抑制 ～おさえる～」、「民間活力の活用 ～いかす～」を3つの基本的な方針と定めています。

また、平成 29(2017)年度から平成 38(2026)年度にかけて、各種の個別計画に基づき、具体的な施策を進めていくことを明記しています。



出典：寝屋川市公共施設等総合管理計画

図 寝屋川市公共施設等総合管理計画の基本的な方針

2.7 上位関連計画に関するまとめ

まちづくりの目標と方向性を示す総合計画のほか、将来的なまちのあり方を示す人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略ならびに都市計画マスタープラン、立地適正化計画などで示されています。交通に関する方向性は下記のとおりです。

表. 主な計画が示す交通に関する方向性

上位・関連計画の名称	交通に関する記載内容
<p>第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画</p> <p>(策定：平成 27(2015)年度、 計画：平成 32(2020)年まで)</p>	<p>【施策 25 利便性の高い快適なまちをつくる】</p> <p>(現状と課題)</p> <p>⇒ 高齢化が進行する中、買い物等日常生活の利便性を向上させるためには、更なる<u>公共交通機関の充実</u>や<u>快適な道路環境の創出</u>が必要となる。</p> <p>(施策の展開)</p> <p>⇒ <u>周辺市との広域連携</u>を見据え、タウンくる、路線バス等の運行に係る見直しにより<u>公共交通等の利用促進</u>を図るなど、多様な交通手段による<u>日常生活の利便性の向上</u>を図る。</p>
<p>寝屋川市人口ビジョン</p> <p>(策定：平成 27(2015)年度、 計画：平成 52(2040)年まで)</p>	<p>・平成 52 年(2040 年)の目標人口 200,000 人の目標を掲げ、<u>長期的な定住環境の整備</u>を進める。</p>
<p>寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>(策定：平成 27(2015)年度、 計画：平成 31(2019)年まで)</p>	<p>・子どもから高齢者、障害のある方等が歩いて暮らせる<u>コンパクトなまちづくり</u>を進めるとともに、主要生活道路や都市計画道路の整備、<u>公共交通の利便性の向上</u>等を図り、都市機能を強化する。</p>
<p>寝屋川市都市計画マスタープラン</p> <p>(策定：平成 23(2011)年度、 計画：平成 32(2020)年まで)</p>	<p>・<u>鉄道やバスなどの公共交通機関の更なる充実</u>を目指すとともに、<u>移動の円滑化</u>や<u>安全・安心で快適な交通環境の整備</u>を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉄道駅周辺での移動の円滑化や安全・安心のまちづくりを進めるため、<u>鉄道駅へのネットワークの充実</u>を図る。 ➢ 道路整備に合わせたバス路線網の再編成を促進するとともに、バス利用者の利便性を向上させ、<u>利用促進</u>に努める。
<p>寝屋川市立地適正化計画</p> <p>(策定：平成 30(2018)年度、 計画：平成 52(2040)年まで)</p>	<p>・<u>鉄道駅周辺の 4 つの都市核を中心拠点</u>と設定する。</p> <p>・<u>交通拠点となりうる 3 つのエリアを地域・生活拠点</u>と設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 仁和寺周辺エリアでは、京阪寝屋川市駅～地下鉄・モノレール大日駅(市外)との中継・乗り継ぎ等、交通結節機能の強化する。
<p>寝屋川市公共施設等総合管理計画</p> <p>(策定：平成 28(2016)年度、 計画：平成 38(2026)年まで)</p>	<p>・<u>地域交通の再編との連携</u>を図る視点も含め、「保全 ～守る～」、「総量抑制 ～おさえる～」、「民間活力の活用 ～いかす～」を 3 つの基本的な方針と定めている。</p>